



佐賀県公報

平成16年
3月29日
(月曜日)
第12435号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

○保安施設地区の予定地 (二三九・森林整備課) 一

○道路の区域の変更 (二四〇・道路課) 二

○道路の供用開始 (二四一・道路課) 二

○道路の区域の変更 (二四二・道路課) 三

○道路の供用開始 (二四三・道路課) 三

○道路の区域の変更 (二四四・道路課) 三

○道路の供用開始 (二四五・道路課) 三

○道路の区域の変更 (二四六・道路課) 四

○白石都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する (二四七・まちづくり推進課) 四

○多久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する (二四八・都市計画課) 五

○嬉野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する (二四九・都市計画課) 五

○小城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する (二五〇・都市計画課) 五

○武雄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する (二五一・都市計画課) 五

○鹿島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する (二五二・都市計画課) 六

○都市計画事業変更の認可 (二五三・都市計画課) 六

公告

告示

●佐賀県告示第二百三十九号

次の区域を保安施設地区の予定地とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川 康

一 保安施設地区の予定地の所在場所

(一) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五十五号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五十五号とを直線で結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

東松浦郡浜玉町大字平原字矢櫃甲四〇五三の一三、字高野甲四〇七四の七、甲四〇七四の二三、甲四〇七四の三四、甲四〇七六の二、字阿毛瀬甲四〇七七の一三、甲四〇八一の三から甲四〇八一の七まで

(二) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七十九号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七十九号とを直線で結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

杵島郡有明町大字深浦字渡り平五二一四、五二三七の一、五二三七の二、五二三八の一から五二三八の四まで、五二三八の九から五二三八の一二まで

- 土地改良区役員の就任届 (農村計画課) 六
- 土地改良区の定款変更認可 () 六
- 川副西部土地改良区営土地改良事業計画変更認可 () 六
- 南川副北部土地改良区営土地改良事業計画変更認可 () 七
- 建設業の許可の取消処分 (監理課) 七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

四 指定の有効期間

三年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県水産林務局森林整備課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第二百四十号

次の区域を保安施設地区の予定地とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川 康

一 保安施設地区の予定地の所在場所

(一) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十六号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱二十六号とを直線で結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

藤津郡嬉野町大字吉田字鼓石甲四八一三の一四、四八一三の一八、甲四八一三の四〇から甲四八一三の四二まで、甲四八五七の一、甲四八六四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

四 指定の有効期間

三年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県水産林務局森林整備課及び嬉野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第二百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年三月二十九日から平成十六年四月二十八日まで佐賀県土木部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
一般国道 二六四号	佐賀市巨勢町大字高尾字宿分一二八番二地先から	佐賀市巨勢町大字修理田字二本松八六九番六地先まで	前	一六・二 八・三	六六六・二
	佐賀市巨勢町大字修理田字二本松八六九番六地先まで	佐賀市巨勢町大字高尾字宿分一二八番二地先から	後	一一・五 二二・〇	六六六・三
<p>●佐賀県告示第二百四十二号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p>その区間を表示した図面は、平成十六年三月二十九日から平成十六年四月二十八日まで佐賀県土木部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年三月二十九日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>					
路線名	供用開始の区間		供用開始の期日		
一般国道 二六四号	佐賀市巨勢町大字高尾字宿分一二八番二地先から	佐賀市巨勢町大字修理田字二本松八六九番六地先まで	平成一六・三・二九		
<p>●佐賀県告示第二百四十三号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p>					
<p>その区域を表示した図面は、平成十六年三月二十九日から平成十六年四月二十八日まで佐賀県土木部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年三月二十九日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>					
道路の種類 及び路線名	道路の区域 <td rowspan="2">変更前後の別</td> <td rowspan="2">幅員 メートル</td> <td rowspan="2">延長 メートル</td>		変更前後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
道路の種類 及び路線名	佐賀市北川副町大字新郷字八田本村分七四八番一地先から	佐賀郡川副町大字南里字一本杉四八五番二地先まで	前	九・七 六・六	一、五八五・一
	佐賀市北川副町大字新郷字八田分七五九番一地先から	佐賀市北川副町大字新郷字二本柳四五八番三地先まで	後	四二・二 七・四	四五三・六
道路の種類 及び路線名	佐賀郡川副町大字南里字一本杉四八五番二地先まで	佐賀市北川副町大字新郷字八田本村分七四八番一地先から	前	三六・二 九・六	一、六四六・六
	佐賀市北川副町大字新郷字八田分一三九番一二地先まで	佐賀郡川副町大字南里字二本谷一三五二番地先から	後	四四・七 六・〇	五八六・八
<p>●佐賀県告示第二百四十四号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p>その区間を表示した図面は、平成十六年三月二十九日から平成十六年四月二</p>					
道路の種類 及び路線名	道路の区域 <td rowspan="2">変更前後の別</td> <td rowspan="2">幅員 メートル</td> <td rowspan="2">延長 メートル</td>		変更前後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
道路の種類 及び路線名	佐賀郡川副町大字南里字二本谷一三五二番地先から	佐賀市北川副町大字新郷字八田分一三九番一二地先まで	前	九・〇 三・九	六四一・九
	佐賀市北川副町大字新郷字八田分一三九番一二地先まで	佐賀郡川副町大字南里字二本谷一三五二番地先から	後	六・〇 九・〇	五八六・八

十八日まで佐賀県土木部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川 康

路線名

供用開始の区間

供用開始の期日

佐賀市北川副町大字新郷字八田本村分七四八番一地从先から
佐賀郡川副町大字南里字一本杉四八五番二地先まで

平成一六・三・二九

県道
佐賀川副線

佐賀市北川副町大字新郷字八田分七五九番一地从先から
佐賀市北川副町大字新郷字二本柳四五八番三地从先まで

平成一六・三・二九

県道
佐賀外環状線

佐賀郡川副町大字南里字二本谷一三五二番地先から
佐賀市北川副町大字新郷字八田分一三九番一地从先まで

平成一六・三・二九

●佐賀県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年三月二十九日から平成十六年四月二十八日まで佐賀県土木部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類
及び路線名

道 路 の 区 域

変更新後の別
幅員
メートル

藤津郡嬉野町大字不動山字椎場乙三一三七番五地先から
藤津郡嬉野町大字不動山字枯木乙三一一八番一地从先まで

前
三・三
一三・一

後
三・三
二・八

三三七・九

●佐賀県告示第二百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年三月二十九日から平成十六年四月二十八日まで佐賀県土木部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川 康

路線名

供用開始の区間

供用開始の期日

県道
嬉野川棚線
藤津郡嬉野町大字不動山字椎場乙三一三七番五地先から
藤津郡嬉野町大字不動山字枯木乙三一一八番一地从先まで

平成一六・三・二九

●佐賀県告示第二百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条

第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県土木部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

白石都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

白石町

●佐賀県告示第二百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県土木部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

多久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

多久市

●佐賀県告示第二百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県土木部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

一 都市計画の種類
佐賀県知事 古川 康

嬉野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

嬉野町

●佐賀県告示第二百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県土木部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

小城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

小城町

●佐賀県告示第二百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県土木部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

武雄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域
武雄市

●佐賀県告示第二百五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県土木部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

鹿島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

鹿島市

●佐賀県告示第二百五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

鹿島市

二 都市計画事業の種類及び名称

鹿島都市計画公園事業 五・六・一号 蟻尾山公園

三 事業施行期間

昭和六十三年七月一日から

平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

○ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、上場土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成16年3月29日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住 所	退 任 年 月 日
理事	坂本 繁光	東松浦郡鎮西町大字赤木1342番地3	平成15年3月26日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成16年3月19日川副西部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年3月29日

佐賀県知事 古川 康

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成16年3月19日南川副北部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年3月29日

佐賀県知事 古川 康

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年3月19日川副西部土地改良区営土地改良事業(維持管理)計画の変更を認可した。

平成16年3月29日	佐賀県知事 古 川 康	土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年3月19日南川副北部土地改良区営土地改良事業(維持管理)計画の変更を認可した。	平成16年3月29日	佐賀県知事 古 川 康	建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき建設業の許可の取消しに係る処分(同項第4号に該当するものに限る。)を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。	平成16年3月29日	佐賀県知事 古 川 康		
平成16年3月1日	岩尾メソテラナンス有 限会社 西松浦郡有田町中部 丙1436番地2	岩尾慶一 佐賀県知事許可 (般-13) 第8736号	タイル・れんが・ ブロック工事業に 関する一般建設業 の許可	平成16年2月 16日	平成16年3月1日	水田建設株式会社 小城市小城市松尾 363番地	水田徳夫 佐賀県知事許可 (般-13) 第1405号	建築工事業に関する 一般建設業の許 可	平成16年2月 13日
平成16年3月3日	有限会社永石建設 杵島郡北方町大崎 4376番地10	永石榮 佐賀県知事許可 (般-13) 第8714号	建築工事業及び管 工事業に関する一 般建設業の許可	平成16年2月 20日	平成16年3月3日	小川建設株式会社 諸富町諸富津39番地 8	小川浩輔 佐賀県知事許可 (般-13) 第1374号	土木工事業、舗装 工事業及び水道施 設工事業に関する 一般建設業の許可	平成16年1月 9日
平成16年3月5日	株式会社三立密建 佐賀市川原町4番30 号	眞木賑治 佐賀県知事許可 (般-13) 第5436号	ガラス工事業、防 水工事業、内装仕 上げ工事業及び建 具工事業に関する 一般建設業の許可	平成16年1月 14日	平成16年3月5日	牛島土木造園 三養基郡中原町原古 賀7253番地	牛島勝次 佐賀県知事許可 (般-10) 第9196号	土木工事業、及び・ 土工事業及び造 園工事業に関する 一般建設業の許可	平成15年12月 25日
平成16年2月2日	株式会社古賀木材セ ンター 小城市三日月町久木 1350番地	古賀正人 佐賀県知事許可 (般-14) 第1854号	管工事業に関する 一般建設業の許可	平成15年12月 25日	平成16年2月2日	株式会社パックス・ トーマ 鹿島市古枝甲470番 地11	藤雅仁 佐賀県知事許可 (般-10) 第9272号	土木工事業及びと び・土工事業に 関する一般建設業 の許可	平成16年2月 6日
平成16年3月1日	天本建設 三養基郡基山町宮浦 1888番地	天本英雄 佐賀県知事許可 (特-12) 第5261号	建築工事業に関す る一般建設業の許 可	平成16年1月 5日	平成16年3月1日	天本建設 三養基郡基山町宮浦 1888番地	天本英雄 佐賀県知事許可 (特-12) 第5261号	建築工事業に関す る一般建設業の許 可	平成16年1月 5日

購読料 一か年三、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年三月二十九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)